

交通広告等の活用による「日常生活の中で取り組める健康づくり」普及・啓発業務にかかる質問と回答（令和3年8月5日現在）

	質問	回答
1	業務内容について、地下鉄車内広告の広告費の支払いについては、受託者は一切関知せず、札幌市側から札幌市交通局に直接行って頂けるという認識で間違いありませんか。	地下鉄車内広告の広告費の支払いは、委託者に行っていただきます。なお、本業務の入札参加資格には、札幌市交通局指定広告代理店に登録している者であることを付しております。
2	業務内容について、「本紙が指定する所定スペースへの掲出や取付作業など」とあるが、できるだけ具体的に何か所くらいにどの程度の作業が必要となるのかご教示ください。	広告の掲示場所は、札幌市営地下鉄全線全車両（1車両1枚）を予定しております。なお、掲出枚数は、計440枚（予備含む）となっております。